

No	仕様書該当箇所等	質問内容	回答
1	年次点検の絶縁抵抗測定について	<p>本庁舎の低圧絶縁絶縁抵抗測定について、低圧電路の絶縁抵抗測定禁止回路については設置者または各機器メーカーにて、事前処置として各分電盤にて配線用遮断器を開放または測定により使用機器に電圧印加されないよう処置等頂き、受注者で電気室の低圧配線用遮断器2次側より幹線および電気設備機器を一括して測定する方法での考えで良いのか。</p> <p>※絶縁抵抗測定禁止回路について、配線用遮断器の開放等の事前処置は設置者または各機器メーカーが対応することが基本であると考えるため。</p>	<p>本業務には絶縁抵抗測定における禁止回路への処置等を含みます。現地に絶縁抵抗測定禁止の表示があるため、受注者は必ず測定禁止回路の有無を確認してください。</p> <p>受注者が、対象回路に電圧が印加されないよう配線用遮断器の開放などの適切な処置を行う場合には、電気室の低圧配線用遮断器の二次側から幹線および電気設備機器を一括して測定する方法を妨げるものではありません。ただし、一括測定の結果、絶縁不良が判明した場合には、絶縁不良箇所を特定できるよう個別調査を実施し、その結果を報告してください。</p>
2	年次点検の絶縁抵抗測定について	1の対応（設置者または各機器メーカー対応不可）ができない場合は、受注者が別途作業費として見積りすることでの対応で良いのか。	1の回答のとおり、絶縁抵抗測定における禁止回路への対応は、本業務委託の範囲に含まれます。したがって、入札書に記載する価格に含めてください。別途見積りによる変更契約での対応はできません。
3	仮設発電機等の範囲について	停電作業の際は、保守点検作業箇所、守衛室、トイレ、総合防災盤及び中央監視室等の電灯・コンセント用電力へ供給すること(1φ 210-105V 9.9kw程度)。とは各箇所での電源供給なのか。または1箇所の分電盤へ電源供給で済むのか。	仮設発電機等による対応は各負荷への個別電源供給になります。供給箇所及び方法については事前に調査職員と協議のうえ、対応を行うものとします。